令和８年１０月

保護者様

和歌山市立雑賀小学校
校　長　　松尾　友絵

学校感染症と予防対策について（ご協力お願い）

平素は、本校教育にご理解・ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、朝夕は肌寒い季節になってきました。再度のご案内になりますが、これからも引き続き元気に過ごせるように、感染症等の基本的な予防対策やご家庭での健康観察に一層のご配慮をお願いいたします。

１．学校感染症と出席停止の措置について

感染症予防法・学校保健安全法により、児童が学校感染症にかかった場合、本人の休養と流行防止のため、出席停止（欠席扱いしない）の措置をとることになっています。学校感染症とされるものは以下の通りです。学校感染症と診断されましたら、早急に学校へご連絡くださいますよう、お願いいたします。

学　校　感　染　症　（学校保健安全法施行規則第 19 条　平成 24 年 4 月施行）

病名	出席停止期間の基準
インフルエンザ	発症した後５日を経過し、かつ解熱した後２日を経過するまで。
百日咳	特有の咳が消失するまで又は５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
麻疹（はしか）	解熱した後３日を経過するまで。
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。
風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで。
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで。
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、咽頭炎、結膜炎等の主要症状が消退した後２日を経過するまで。
結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで。
新型コロナウイルス感染症	発症した後５日を経過し、かつ症状が軽快した後１日を経過するまで。
腸管出血性大腸菌感染症	学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで。

流行性角結膜炎	学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで。
急性出血性結膜炎	学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで。

※その他の感染症においては病状により医療機関において感染のおそれがないと認められるまで登校を控えてください。

※溶連菌感染症、手足口病、伝染性紅斑（りんご病)、感染性胃腸炎、マイコプラズマ感染症は、和歌山市では出席停止の対象としていません。

◆提出書類について

・学校感染症にかかった場合、登校する際に学校感染症証明書を提出いただきます。
・インフルエンザの場合は、保護者記入による届出をいただきます。
・新型コロナウイルスの場合は、書類の提出は必要ありません。
・各用紙は必要となる際に、学校からお渡しします。

２．一年間を元気に過ごすために

ご家庭でのお子様の健康観察を行っていただき、発熱等の症状（発熱・のどの痛み・咳・鼻水等）がある場合は登校を控え、速やかに医療機関を受診してください。

発熱が治まっても咳等の症状が残る場合は、他の感染症の可能性もあることから、再度医療機関を受診していただくことをおすすめします。症状が治まらない場合等、再登校について医師にご相談ください。

インフルエンザをはじめとして、咳やくしゃみの飛沫により感染する感染症は数多くあります。咳やくしゃみについては次のエチケットを実践しましょう。

【３つの正しい咳エチケット】(厚生労働省)

①咳・くしゃみがあるときは、マスクを着用する。
②咳・くしゃみをするときは、口と鼻をティッシュ・ハンカチなどで覆う。
③咳・くしゃみをするときは、上着の内側や袖で覆う
※また、手を洗うことでも、病原体が広がらないようにできると言われています。

【基本的な感染症対策】

学校におきましては、季節にかかわらず、換気の徹底、手洗いの励行や必要とされる場面でのマスクの着用等、衛生指導にも取り組んでまいります。

ご家庭におかれましても、手洗いの指導、清潔なハンカチやタオル、マスク等の準備等、ご配慮とご協力をお願いいたします。